

指定市町村の指定基準等（たたき台）に対する意見

農林水産省

目 次

- 三重県知事、飯田市長、池田町長、横浜市長 P 1
- 岩崎委員 P 4

「指定市町村の指定基準等（たたき台）について」に対する意見

地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、4 ha 超の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲されたことは、これまでの地方分権改革の取組の中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価している。

既に、地方六団体では、「農地制度のあり方について」（平成 26 年 8 月 5 日 地方六団体）（以下、地方六団体提言という。）において、

- － マクロ管理について地方は、農地確保の責任を国と共有することを基本とし、ミクロ管理については、総合的な土地利用の観点から市町村がその執行を担う仕組みにするべき

と提言し、農政における重責を国とともに担う覚悟を示している。

この提言を踏まえ実現した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、第五次一括法という。）」における農地転用に係る事務・権限の地方への移譲について、全国市長会、全国町村会では、「指定市町村」の指定の要件に該当する市町村においては、指定に向けて取り組むことを確認しており、また、全国知事会においても、これら市町村を適切に支援することを確認している。併せて、全国知事会、全国市長会、全国町村会では「真に守るべき農地」を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進めることを確認しており、移譲される事務・権限の適切な執行に向け、地方六団体提言の趣旨を踏まえ、地方が一丸となって着実に取り組む決意を新たにしている。

国は、これら地方の決意を重く受け止めるとともに、「指定市町村」の指定に向け、意欲のある自治体については、規模の大小に関わらず指定を受けることができる制度とするべきである。

なお、指定市町村の指定基準の具体的な検討にあたっては、以下の事項に留意するべきである。

1. 「農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること」について

- 法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべきとした点は、地方としても納得できるものであるが、その対象とするべき行為も、法律、政令、省令に定める手続きに限るべきであり、事前調整等、事務の円滑な進捗を目的とした事実上の行為を対象とするべきではない。

- 第1回検討会において、「法令」の範囲が法律、政令、省令である旨、事務局から見解をいただいているが、基準に明確に記載すべきである。また、法令の解釈及び運用にあたっては、地方自治体との認識のすり合わせに努めるべきである。
- 農地転用許可が不要となっている道路整備等、土地収用法第3条に列挙される事業については、それら事業の実施により達成される公益の実現を目的としており、その実現にあたっては、様々な利害が十分に比較衡量されていることから、優良農地の確保の観点のみから、それらの妥当性を判断することは適切ではない。そのため、「市町村の道路、公園等の設置に係る行為」については、「農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用することと認められること」を判断するための事由とするべきではない。
- 留意事項に記載のある項目のうち、「法令の解釈について見解が相違する場合においても、そのことをもって指定しないという運用は行わない」「(改善が必要な事案があった市町村であっても)事務の改善が図られており、その達成に向けて農地の確保に関する施策に積極的に取り組むと認められる市町村については、本基準を満たす」といった内容も基準に含めるべきである。

2. 「農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること」について

- 指定市町村の指定へ向け、意欲のある市町村が指定を受けられるようにするべきであり、配置される職員数等の組織体制により、その適否を判断するべきである。小規模市町村における組織体制の実態を踏まえると、経験年数2年以上の職員を必置とする基準は現実に即していない。経験年数2年以上の職員の必置を前提とするべきではなく、研修等受講によるみなし規定の適用を基本とするべきである。
- 農業振興地域制度に係る事務への従事経験年数を農地転用許可制度に係る事務への従事経験年数と同等のものとして扱い、両制度への従事経験年数を一体的に採用することが可能となるよう基準に規定するべきである。
- 事務処理体制の確保の継続性に係る判断基準が抽象的であり、不明確である。あくまでも、指定市町村への申請時点の事務処理体制を基本とし、判断を行うべきである。
- 地方自治法に基づき市町村の事務を農業委員会へ事務委任する場合は、首長部局と農業委員会の双方において、事務処理体制の整備を重複して求めるのではなく、それらの体制を一体的に評価した上で、その事務処理体制の適否を判断すべきである。
- 国は、許可基準の明確化、事例集の作成、研修及び日頃の相談に適時・適切に対応できる体制の充実を図り、指定市町村を適切に支援するべきである。

3. 「優良農地を確保する目標を定めること」について

- 集团的農地などの優良農地の確保に係る適切な目標を定めることは、地方六団体提言の趣旨に叶うものであるが、目標設定に当たっては、地方における施策の進捗状況・見込みを踏まえた上で、個々の農地の条件や地方の状況を反映した算定方法に依るべきである。
- 指定市町村の定める目標について、都道府県の定める目標との整合性を、一定、考える必要があることは理解するが、一律に都道府県に対する意見聴取を行うべきではなく、意見聴取の実施は、当該地域における施策の進捗状況や見込みを著しく逸脱する等、特段の事由がある場合に限るべきである。
- 食料の安定供給や国土の保全等の多面的機能を果たしている有限で貴重な資源であるという観点等、全国的な立場から「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」を定めることは十分に理解するが、指定市町村が定める農用地等の面積の目標については、各団体が算定した数値を十分に尊重するべきである。
- 設定された目標の達成状況の評価を行う際には、設定された目標の期間内の施策の進捗状況や目標の期間内に生ずる社会情勢の変化等を十分に加味するべきであり、設定された目標と達成された数値を単純に比較することのみにより、評価を行うべきではない。

4. 「指定市町村の指定手続等」について

- 指定市町村の指定にあたり、都道府県の意見聴取は基本的に不要であり、都道府県が市町村の申請状況を把握するための手続は必要最小限度にすべきである。市町村の運用状況の把握等、曖昧模糊とした意見聴取は不要である。
- 指定市町村の指定手続については、指定申請に係る書類を簡素化するなど、市町村に過度の事務負担を強いることがないよう配慮すべきである。
- 指定の取消しについては、法令に根拠のある事項について違反したかどうかについて判断を行うべき。

平成27年10月8日

三重県知事	鈴木 英敬 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
長野県飯田市長	牧野 光朗 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
福井県池田町長	杉本 博文 (地方六団体 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム)
横浜市長	林 文子

指定市町村の指定基準等(たたき台)についての意見

岩崎由美子

- 「Ⅱ 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること」の「3 農業委員会への事務委任について」について

指定市町村における農業委員会の役割をより明確に位置づけるべきであるように考えます。

前回の会議では、地方自治法の事務処理特例制度により、約3割の市町村が都道府県から権限の委譲を受けて農地転用の許可を行っており、そのうちの9割は、地方自治法に基づいて農業委員会に事務を再委任している状況にあるとのご説明がありました。このことは、かかる事務処理を行うにあたっては、農地法等の法令業務等を実施しノウハウが蓄積されている農業委員会こそが最適任の組織であることを端的に示しているといえるでしょう。

従って、本制度のスムーズな導入と定着を図るうえでは、現在事務処理特例制度による農地転用許可等を行っていない市町村も含め、指定を受けた市町村は原則として農業委員会に事務を再委任するように方向付けるなど、農業委員会の役割を明確に位置づけることが必要であると思います。(もちろん必置基準の関係で農業委員会がない市町村については別の対応が必要になりますが。)地域農業と農地の実情を詳細に把握し、基準案Ⅲの考え方②に列挙されているような優良農地の確保や遊休農地の解消、農地の利用集積等に現場で汗をかい取り組んでいるのは、農業者の代表からなる農業委員会にほかなりません。この指定市町村制度導入の目的が規制緩和にあるのではなく、あくまで地方分権の一環として市町村が責任をもって農地管理を主体的に行う点にあるとすれば、地域農業者の代表組織である農業委員会の役割を本制度でも明確に位置づけることが、地方分権ひいては行政と住民との協働による本来の地域自治の姿へと近づくように考えます。

他方で、行政委員会としての農業委員会の事務局体制をみると、遊休農地の措置や利用意向調査、農地台帳の作成・公表等の新たな業務が増えているにもかかわらず、市町村の厳しい財政事情により十分な職員数の確保が難しくなっているのが現状です。本制度の導入にあたっては、農業委員会の体制整備こそが必要になると考えられます。